

令和3年度 四国中央市 一般会計補正予算（第12号）の概要

1 補正予算の規模

6億2,600万円（補正後予算額 427億8,300万円）

【歳入】 国庫支出金 6億2,600万円

2 補正予算の内容

I 子育て世帯臨時特別給付事業

6億2,600万円

12月議会初日に議決の先行給付分の5万円と合わせ、子供一人当たり10万円の給付を行います（追加補正予算額は5万円分）。中学生以下の児童を持つ家庭には、児童手当の仕組みを活用して、年内に現金10万円を支給します。

- ① 支給対象者
- (1) 令和3年9月分の児童手当の受給者
 - (2) 基準日（令和3年9月30日）時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童（高校生）を養育する者
 - (3) 基準日時点で里親や障がい児入所施設の設置者
 - (4) 基準日の翌日以降から令和4年3月31日までに出生した児童の父母または里親及び施設設置者
- ② 対象者数 約12,500人

子育て世帯臨時特別給付事業

1. 担当課	福祉部 こども課
2. 事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯（0歳から18歳以下の児童がいる世帯）に対し、子供一人当たり10万円の給付を行う。具体的には、既に支給通知をしている12月27日の現金5万円支給に加え、追加の現金5万円についても合わせて一括で支給する。
3. 事業費総額	12億5,800万円 (国庫補助事業：補助率10/10)
4. 追加補正額	6億2,600万円 (国庫補助事業：補助率10/10) ※ 既補正額 6億3,200万円
5. 事業費内訳 (追加分)	給付金 6億2,500万円 (支給対象者 @5万円×12,500人) 事務費 100万円 (通信運搬費等)
6. 事業内容及び対象者	<p>【児童手当（本則給付）の支給を受けている者等への給付】 以下のいずれかに該当する者 ※基準日：令和3年9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については令和3年10月分）の児童手当の支給を受けている方 ② 基準日時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童（高校生）を養育する者 ③ 基準日時点で里親や障害児入所施設の設置者 ④ 基準日の翌日以降から令和4年3月31日までに出生した児童の父母または里親及び施設設置者（令和3年10月以降の児童手当受給者） <p>※ 児童手当の認定が保留中の者については、令和3年9月分の児童手当受給者であると認定された後に支給</p>
7. 対象者数	7,055世帯（児童数…約12,500人）
8. 支給額	児童1人当たり10万円
9. 支給方法	口座振込（初回振込日：12月27日（月））